

自転車の主な禁止事項

飲酒運転

罰則 (酒酔い運転)
5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金
(道路交通法第65条第1項)

信号無視

罰則 3月以下の懲役又は
5万円以下の罰金
(過失は10万円以下の罰金)
(道路交通法第7条)

指定場所 一時不停止

罰則 3月以下の懲役又は
5万円以下の罰金
(過失は10万円以下の罰金)
(道路交通法第43条)

車道の右側通行

罰則 3月以下の懲役又は
5万円以下の罰金
(道路交通法第17条第4項)

無灯火運転

罰則 5万円以下の罰金
(過失も同じ)
(道路交通法第52条第1項)

二人乗り運転

罰則 2万円以下の罰金
又は料料
(道路交通法第57条第2項)
※都道府県により異なる場合があります。
※幼児二人同乗用自転車、道路交通法
施行細則(第8条第1号ア)を除く。

並進通行

罰則 2万円以下の罰金
又は料料
(道路交通法第19条)

ブレーキ整備不良

罰則 5万円以下の罰金
(過失も同じ)
(道路交通法第63条の9第1項)

反射器材等の 装備義務

罰則 尾灯をつけていた場合を除く
5万円以下の罰金
(過失も同じ)
(道路交通法第63条の9第2項)

携帯電話等の 使用運転

罰則 5万円以下の罰金
(道路交通法施行細則
第10条第6号)

イヤホン等 の使用運転

罰則 5万円以下の罰金
(道路交通法施行細則
第10条第7号)

傘さし運転

罰則 5万円以下の罰金
(道路交通法施行細則
第10条第4号)

歩道での 歩行者妨害

罰則 2万円以下の罰金
又は料料
(道路交通法第63条の4第2項)

自転車横断帯を 通行しない

(警察官の指示に従わなかった者)

罰則 2万円以下の罰金
又は料料
(道路交通法第63条の6・
第63条の7第1項・第63条の8)

自転車の安全な利用の 促進に関する条例

平成24年4月1日施行

自転車利用者の責務として次のことを
定めています。

- **自転車は車両です。** 車両の運転者としての責任を自覚し、
交通ルールを守りましょう。
- **自転車損害保険**等に参加しましょう。
 - ・ 個人賠償責任保険
 - ・ TSマーク付帯保険
- 自転車は**定期的に点検・整備**。
- **反射材**をつけましょう。
- 自転車を購入したときは必ず**防犯登録**。
- 施錠やひったくり防止カバーで**防犯対策**。



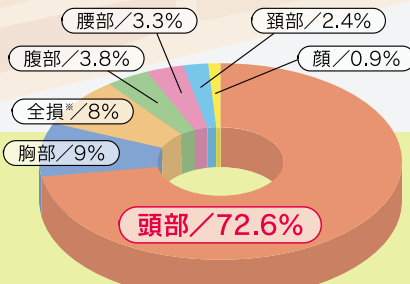
毎月10日は自転車安全利用の日

自転車乗用中の被害を軽減するために 自転車用ヘルメットを着用しましょう!!

平成20年から24年中の損傷部位別
自転車死者数をみると、頭部が最も
多く72.6%を占めています。衝突時に
頭部を保護するためには、子どもから
高齢者までヘルメットを正しく着用す
ることが大切です。



損傷部位別自転車死者数 (平成20年～平成24年中)



※全損とは、人体に損傷が多数ある場合

頭 部	154人
胸 部	19人
全 損※	17人
腹 部	8人
腰 部	7人
頸 部	5人
顔	2人
合 計	212人

自転車
Safety
セーフティ
アイランド
愛land
埼玉

ルールを守って
安全運転



埼玉県警察

一般財団法人 埼玉県交通安全協会
一般財団法人 埼玉県交通安全協会
一般社団法人 埼玉県指定自動車教習所協会
一般社団法人 埼玉県安全運転管理者協会





自転車の通行方法



自転車は、歩道と車道の
区別がある道路では、
車道を通行するのが
原則です。

※道路交通法第17条



普通自転車の運転者が 歩道を通行することができる場合

- 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識があるとき。
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
- 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や著しく自動車などの交通量が多く、かつ車道の幅が狭いなどのために追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき。

※道路交通法第63条の4
道路交通法施行令第26条



自転車及び
歩行者専用の標識



自転車の乗車人員



原則として運転者以外の人を乗せることは
できません。※道路交通法第57条

ただし、次の場合は幼児を
同乗させることができます。



＜普通自転車＞

- ⑦ 16歳以上の運転者は、6歳未満の幼児1人を幼児用座席に乗せて運転する場合。
- ⑧ 16歳以上の運転者は、4歳未満の幼児をひも等で確実に背負っている場合。



＜幼児2人同乗用自転車＞

- ⑦ 16歳以上の運転者は、幼児2人を同乗させることができる特別の構造、又は、装置を有する自転車（幼児2人同乗用自転車）の幼児用座席に6歳未満の幼児2人を乗車させている場合。
- ⑧ 幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に6歳未満の幼児1人を乗車させ、かつ、4歳未満の幼児をひも等で確実に背負っている場合。



自転車の保険と種類



自転車事故の賠償に備えて
保険に加入しましょう。



種 類	対 象		事故の相手		自分	取扱い
	生命・身体	財産	生命・身体	財産	生命・身体	
個人賠償責任保険	○	○	×	×	×	損害保険各社
傷害保険	×	×	×	×	○	損害保険各社
TSマーク付帯保険	○	×	×	×	○	自転車安全整備店

※詳しくは、損害保険代理店や保険会社、自転車安全整備店にご確認ください。

＜個人賠償責任保険＞

他人にケガをさせたり、他人のモノを壊したりして、法律上の賠償責任が発生した場合に支払われる保険です。傷害保険、火災保険、自動車保険など他の保険の特約として契約することができます。

＜傷害保険＞

自転車での転倒など、思わぬ事故による自分のケガに備える保険です。

＜TSマーク付帯保険＞

自転車安全整備店で購入、点検整備した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険です。

◇保険期間は、1年間

◇自転車安全整備店はこちらから ▼

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jitensya/jitensyajikohoken.html#ts>



自転車安全
整備店の店章

自転車は車両です！
しっかり守ろう！！



自転車安全利用五則

①自転車は車道が原則、歩道は例外

自転車は、道路交通法上「軽車両」です。

②車道は左側を通行

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車は歩道では直ぐに停止できる速度で走行し、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。

④安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 傘さし・イヤホン・ヘッドホン・携帯電話の使用禁止

⑤子どもはヘルメットを着用

保護者は13歳未満の子どもへのヘルメット着用を努める。

